

2015年6月4日
公益財団法人日本バスケットボール協会

公益財団法人日本バスケットボール協会

平成27年度 第2回理事会 報告

日時：平成27年6月4日（木） 16：30～18：00

会場：JBA 会議室

1. JAPAN 2024 TASKFORCE 関連

- ・第6回タスクフォース会議（6月2日開催）の主な内容（新リーグ・ガバナンス・日本代表強化等）について報告された。
- ・制裁解除の内容、日程について、6月段階ではエクゼクティブ・コミッティーによる「一部解除」であること、最終的な「全面解除」は8月に日程変更となったFIBAセントラルボードにて諮られることを確認した。
- ・6月の一部解除後については、日本代表強化に関わる海外遠征を含めた通常業務を実施できることを確認した。
- ・FIBAセントラルボードについて、FIBAの要請に基づき、8月7日（金）～9日（日）の期間、東京で開催することを承認した。またJBAとして、その開催に協力することを確認した。
- ・タスクフォースから発表された提案については、それに沿う形で対応を進めていく方針を再確認した。個々の案件の進め方については、今後早急にJBAとして議論し、関係各所と連携して対応策をまとめることを確認した。
- ・ミニバス、中学でのゾーンディフェンス禁止の導入時期については、早急に各連盟と連携をとった上で、具体的実現に向けた通達を検討することを確認した。
- ・指導者、審判の更なる養成、レベルアップが必要であり、そのための対応を検討していくことを確認した。
- ・将来的な日本全体のリーグ構造も踏まえ、ガバナンスの観点からJBAとJPBLで契約を締結することを確認した。

2. 定時評議員会の開催について

- ・ 2015 年 6 月 27 日（土）に定時評議員会を開催することを議決した。
- ・ 主な議題；「平成 26 年度事業報告および決算について」

3. 規程の制定について

①理事会規程の制定（資料①参照）

- ・ 理事会の運営や権限等を明確にするため理事会規程（案）が提出され、承認した。

②名誉役員規程の制定（資料②参照）

- ・ 定款第 31 条に基づいて名誉役員に関する規程（案）が提出され、承認した。
- ・ 現行の名誉役員については、新規程の附則に則り、施行日（6/28）を就任日として移行することを承認した。

4. その他

①都道府県協会の法人化について

- ・ 都道府県協会の法人化を進めるにあたり、各都道府県協会に対し、6 月 12 日までに法人化計画を提出するよう求めたことが報告された。

②日本代表活動関連

- ・ 6 月の制裁「一部解除」後には国際試合等を実施できることから、男女日本代表チームの強化活動の一環として、夏に国際親善試合を実施する方向性が報告され、了承した。

以上

2015年6月4日

公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）

【資料①】

理事会規程

<p>第1条〔目的〕</p> <p>この規程は、「公益財団法人日本バスケットボール協定会款」（以下「定款」という）に基づき、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「この法人」という）の理事会の組織、権限及び運営に関する事項について定める。</p>
<p>第2条〔開催〕</p> <p>(1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。</p> <p>(2) 通常理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。</p> <p>(3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。</p> <p>(4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。</p>
<p>第3条〔構成〕</p> <p>理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
<p>第4条〔役員任期等〕</p> <p>(1) 理事及び監事を役員といい、役員は評議員会において選任する。</p> <p>(2) 代表理事である会長及び副会長以外の役員は、就任時において満70歳未満でなければならない。</p> <p>(3) 役員任期は前任者の任期満了日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続3期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）とし、更なる再任は1期以上の空白期間を置いた後でなければならない。</p>
<p>第5条〔招集〕</p> <p>(1) 理事会は会長が招集する。ただし会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長・専務理事の順にその任にあたり、さらに副会長及び専務理事がこれにあたるができないときは、各理事が招集することができる。</p> <p>(2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日</p>

から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、副会長（複数いる場合は年長者）・専務理事の順にその任にあたり、さらに副会長及び専務理事がこれにあたるできないときは、出席した理事の互選により議長を定める。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。
- ① 金500万円以上の財産の処分及び譲り受け
 - ② 金500万円以上の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - ⑥ 専門委員会の委員長及び委員の選任及び解任
 - ⑦ 名誉役員を選任
 - ⑧ 評議員会の招集
 - ⑨ 事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
 - ⑩ 理事の競業及び利益相反取引の承認
 - ⑪ 債権放棄
 - ⑫ 重要な会計方針の変更
 - ⑬ 重要な規程の制定及び改廃
 - ⑭ 訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
 - ⑮ 評議員候補者の推薦
 - ⑯ この法人の主管する試合の実施に関する事項
 - ⑰ 日本代表チームのヘッドコーチの選定
 - ⑱ スポンサー契約に関する事項
 - ⑲ 公衆送信権に関する事項

- ⑳ 商品化権に関する事項
 - ㉑ 評議員会で理事会に決定を委任された事項
 - ㉒ 上記の他定款に規定する事項、基本規程に特段の定めのある事項及びこの法人の重要な業務執行に関する事項
- (2) 次の事項は、評議員会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
- ① 理事及び監事の選任または解任
 - ② 常勤役員の報酬等の額
 - ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - ④ 収支決算に関する事項の承認
 - ⑤ 定款の変更
 - ⑥ 解散及び残余財産の処分
 - ⑦ その他評議員会で決議するものとして法令または定款で定められた事項
- (3) 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) 会長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第9条〔定足数及び決議要件〕

- (1) 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 理事会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第10条〔決議の省略〕

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- (2) 前項の電磁的記録とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第89条に定めるものとする。

第11条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

第 12 条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 13 条〔関係者の出席〕

会長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 14 条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事が記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、出席した他の理事も記名押印する。

第 15 条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事及び監事に対し、遅滞なく、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

第 16 条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が基本規程第 29 条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第 17 条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下「法」という。)第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) 理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第 1 項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は、遅滞なく法第 198 条において準用される同法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- (4) 総評議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する評議員が 1 か月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、法令に定める要件に該当する場合には第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第 18 条〔報告事項〕

- (1) 会長、副会長及び専務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第 16 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 19 条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、この法人の総務部長が統括する。

第 20 条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第 21 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 22 条〔施 行〕

本規程は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

〔制定〕

平成 27 年 6 月 4 日

以上

【資料②】

名誉役員規程の制定について

⇒【定款抜粋】

第31条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。

2 名誉役員は、この法人の理事又は監事としての地位を有しない。

3 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

公益財団法人日本バスケットボール協会 名誉役員規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の定款第31条に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

第2条〔名誉役員〕

1. 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉会長、最高顧問、顧問及び参与とする。
3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第3条〔推薦要件〕

1. 次の名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

(1)名誉会長

会長を通算して2任期4年以上務めた者

(2)最高顧問

名誉会長を務めた者

(3)顧問

①副会長を通算して2任期4年以上務めた者

②専務理事を通算して3任期6年以上務めた者

(4)参与

理事又は監事のいずれかを通算して3任期6年以上務めた者

第4条〔定員、任期及び定年〕

1. 次の名誉役員の定員、任期及び定年は、次の各号に定めるところによる。

(1)名誉会長

定員は1人とする。

任期は原則として就任後4年とする。ただし、名誉会長が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(2)最高顧問

定員及び任期は定めない。ただし、最高顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(3)顧問

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、顧問が75歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(4)参与

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。但し、参与が75歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

第5条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第6条〔施行〕

本規程は、平成27年6月28日から施行する。

〔附則〕

本規則の施行日時点における名誉役員については、第4条の就任の日を平成27年6月28日とする。

以上